

再生可能エネルギー導入促進 緊急対策事業費補助金

本補助金は、昨今の国際情勢等によりエネルギー価格が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、事業者の負担軽減を図るとともに、本県の温室効果ガスの排出削減に資することを目的としています。

補助対象者

県内に事業所を有する下記に示す者

- ①会社及び個人事業主（中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までに規定する者）
- ②中小企業等協同組合、商店街振興組合などの協同組合（中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号までに規定する者）
- ③農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等、消費生活協同組合、労働者協同組合
- ④学校法人、社会福祉法人、医療法人
- ⑤一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人

対象事業・設備

次のいずれかの設備を設置する事業

a 自家消費型太陽光発電設備 ※1

b 蓄電池 ※2

（既設の自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するものに限る）

c 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池

※1

- ・年間想定発電量が設置場所の事業所の年間消費電力量以下
- ・発電出力が1 MW 以下

※2

- ・家庭用蓄電池の場合：（一社）環境共創イニシアチブに登録されている製品

補 助 額

a 自家消費型太陽光発電設備

発電出力 (kW) × 4 万円 / kW

※発電出力：モジュール最大出力とパワコン定格出力の低い方

b 蓄電池

① 蓄電容量 (定格容量・kWh)

× 6.3 万円 / kWh (業務・産業用の場合)

又は × 5.2 万円 / kWh (家庭用の場合)

② 補助対象経費 × 1 / 3

①・②のいずれか 低い額

ス ケ ジ ュ ー ル

6月上旬 募集要領・申請書等公表

7月上旬 募集受付

※いずれも現時点での予定

問 合 せ 先

静岡県経済産業部産業革新局 エネルギー政策課

住 所：〒420-8601

静岡市葵区追手町 9-6

電 話：054-221-2949

F a x：054-221-2698

E - m a i l：energy@pref.shizuoka.lg.jp

